

投票日は4月7日(日)、期日前投票は3月30日(土)から

秋田県議会議員一般選挙の協力者を募集します

平成31年4月7日(日)に執行される秋田県議会議員一般選挙(4月29日任期満了)の期日前投票の運営に協力して下さる方を募集します。

▶期間 3月30日(土)～4月6日(土) (土曜日、日曜日を含む8日間)
※勤務できない日がある場合は日程調整可能です。

▶勤務場所・時間 ※半日勤務や時間勤務はできません。

勤務場所	時間
市役所本庁、花輪支所以外の各支所、文化の杜交流館コモッセ	8時30分～20時
いとく鹿角ショッピングセンター	9時～20時
かづの厚生病院	9時～13時 (平日のみ)



▶募集内容

①期日前投票の受付

- ・内容 期日前投票に来られた方の受付や投票用紙の交付など簡単な事務。2人1組で担当。
- ・対象者 市内在住で簡単なパソコン操作のできる方
- ・賃金 日額 6,045 円 (所得税控除前の金額)
- ※別途時間外の支給あり
- ※かづの厚生病院は時給 780 円に勤務時間を乗じて得た金額 (所得税控除前の金額)
- ・募集人数 20 名程度

②期日前投票の立会人

- ・内容 期日前投票所の投票に立会い、選挙が公正かつ適正に執行されているかを確認。2人1組で担当。
- ・対象者 市内在住の有権者
- ・賃金 日額 9,500 円 (かづの厚生病院は 4,750 円。所得税控除前の金額)
- ・募集人数 20 名程度

▶申込方法 選挙管理委員会または各支所に備え付けの申込書に履歴書を添えてお申し込みください。申込書は選挙管理委員会のホームページからもダウンロードできます。

▶申込締切 2月15日(金)

※申込者多数の場合は抽選で決定し、後日その結果をお知らせします。また、申込者全体のバランスなどを考慮しながらシフトを決定しますので、希望した日すべてが割り当てられるとは限りませんのでご了承ください。

☎ 選挙管理委員会事務局 ☎ 30-0285

万が一の事故に家族で備えを

「交通災害・不慮の災害共済」に加入しよう

平成31年度「交通災害・不慮の災害共済」の申し込みを2月1日(金)から受け付けます。もしもの時の備えとして、家族そろってセットで加入しましょう。

- ▶共済期間 平成31年4月1日(月)から1年間
- ▶加入資格 平成31年4月1日時点で本市に住所がある方(3月31日までに市外へ転出する方は対象となりません)
- ▶申込方法 申込用紙を広報2月号と一緒に配布しています。掛け金を添えて取扱窓口へお申し込みください。
- ▶取扱窓口 市役所市民共済課、各支所、市民サービス窓口(いとく鹿角ショッピングセンター内)、秋田銀行、北都銀行、ゆうちょ銀行(郵便局)

※請求期間は災害が発生した日から2年以内です。
※過去に事故などに遭われた方は、給付の対象となるかを市民共済課にご確認ください。

☎ 市民共済課 環境生活班 ☎ 30-0224

交通災害共済

- 対象 ● 道路上で自動車、バイク、自転車などに乗車中の事故、またはこれらの乗り物による歩行中の事故など(※自転車の単独事故も対象)
- 支給額 ● 入院1日につき 2,000 円
通院1日につき 800 円
※最低保障額 15,000 円
※支給限度額 200,000 円
- その他 ● 平成31年度の小学1年生に限り、掛け金が無料(自動加入となりますので、手続きは必要ありません)

不慮の災害共済

- 対象 ● 交通事故以外の事故、地震や火災などの災害による死傷など(病気は対象外)
- 支給額 ● 入院1日につき 1,100 円(通院は対象外)
※最低保障額 15,000 円
※支給限度額 110,000 円

これから引っ越しをされる方へ 転出などの手続きをお忘れなく

引っ越しシーズンは窓口が混み合います。手続きに時間がかかる場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。

転出先での手続き方法については、転出先の市区町村にお問い合わせください。

▶他の市区町村または海外へ引っ越しとき

転出届	手続きの時期	引っ越しする14日前から ※転出先の住所を確認して手続きをしてください
	手続きできる方(届出人)	本人または同一世帯の方 ※同一世帯以外の方は委任状が必要です
	必要なもの	・届出人の印鑑 ・届出人の本人確認書類(※) ・印鑑登録証(登録している方) ・国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療保険被保険者証(加入している方) ・福祉医療受給者証(お持ちの方) ・マイナンバーカードまたは通知カード ・住民基本台帳カード(お持ちの方)

▶市内で住所が変わったとき

転居届	手続きの時期	転居してから14日以内
	手続きできる方(届出人)	本人または同一世帯の方 ※同一世帯以外の方は委任状が必要です
	必要なもの	・届出人の印鑑 ・届出人の本人確認書類(※) ・国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療保険被保険者証(加入している方) ・福祉医療受給者証(お持ちの方) ・マイナンバーカードまたは通知カード ・住民基本台帳カード(お持ちの方) ・在留カード、特別永住者証明書(外国人の方)

窓口での本人確認(※)

転出などの手続きや住民票の写しなどの請求には、届出人の本人確認書類の提示が必要です。

官公庁から発行された顔写真付きの証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カードなど)の場合は1点ご提示ください。

官公庁発行の顔写真付きではない証明書や官公庁以外の機関が発行した証明書の場合は2点必要です。

☎ 市民課 戸籍年金班 ☎ 30-0221